

2021年11月30日

中国電力株式会社代理人 末国陽夫様 松村和明様
上関原発を建てさせない祝島島民の会
代表 清水 敏保

令和3年11月4日付け文書への反論及び質問書

貴職が令和3年11月4日付けで送付された文書(以下、「11.4文書」という)について、下記のとおり、反論するとともに質問いたします。

記

1. ボーリング調査に対する不作為義務について

ボーリング調査に対する不作為義務についての当会の主張を端的に言えば「違法な調査に対して祝島漁民が不作為義務を負うはずがない」であり、ボーリング調査の違法性については論点2で論じますので、これ以上、論点1について論じる必要はないと考えます。

2. 「損失補償を欠いた違法な調査」について

11.4文書における回答は、次の二点です。

①2000年補償契約において、漁業者が調査実施に同意し、調査に起因する漁業損失を受忍する旨を約定した。

②広島高裁2007年6月15日判決で2000年補償契約の有効性が確定した。

電源開発に伴う漁業補償は、「電源開発等に伴う損失補償基準細則」(以下、「細則」という)に基づいて算定され、漁業権等の消滅補償額¹、制限補償額はそれぞれ次の式で算定されます。

・消滅補償(細則第7)

$$R/r$$

R: 平年純収益 豊凶の著しい年を除いた評価時前3か年ないし5か年間の平均魚種別漁獲数量に魚価を乗じて得た平均年間漁業粗収入から平均年間漁業経営費を控除して得た額。

r: 年利率 8%

・制限補償(細則第13)

$$(R/r) \times \alpha \times \{(1+r)^n - 1\} \div (1+r)^n$$

α : 被害率 漁業権の行使が制限されることにより生ずる純収益の平均減少率

n: 制限期間年数

調査では、一定の調査期間中に漁業権の行使ができなくなり、調査後には海面が原状に回復することから、制限補償が必要です。

中国電力は、2019年～2021年に試みたボーリング調査について「2000年補償契

¹ 消滅補償とは、電源開発等の施行により当該権利等に係る漁場の全部又は一部が失われ、漁業権等の行使ができなくなる場合の補償、制限補償とは、電源開発等の施行中及び施行後原状に回復するまでの期間当該漁業権等の行使ができなくなる場合又は行使に支障を生ずる場合の補償。

約で補償した」旨主張していますが、上記算定式に基づけば、制限補償額の算定には、n（制限期間年数）を特定すること、及び、評価時前3か年ないし5か年間の漁獲データを用いて算定しなければならないことから、2000年補償契約に含まれていないはずはありません。したがって、2019年～2021年ボーリング調査は、損失補償を欠いたまま実施されようとした違法行為にあたります。

2019年～2021年ボーリング調査が2000年補償契約に含まれていないことから11.4文書①の「漁業者の受忍義務」は、2019年～2021年ボーリング調査については全く生じませんし、11.4文書②の「広島高裁判決で2000年補償契約の有効性が確定したこと」も、2019年～2021年ボーリング調査には何の関係もありません。

そのうえ、債権の消滅時効は10年ですから、2000年補償契約に基づく中国電力の債権は、すでに消滅しています。

また、平成26年6月11日付け和解における和解条項に基づく不作為義務も違法なボーリング調査に対して祝島漁民が負うはずはありません。

以上の理由に基づき、端的に次の質問をいたします。

[質問項目]

①2019年～2021年ボーリング調査は、2000年補償契約に含まれていたのか。

なお、回答は「含まれていた」か「含まれていなかった」かの二者択一でお答え下さい。「含まれていた」のであれば、その証拠を示して下さい。「含まれていなかった」のであれば、2019年～2021年ボーリング調査が損失補償を欠いたまま実施されようとした違法行為であったことを潔く認めて下さい。

3. 一般海域占用許可の利害関係人について

11.4文書における回答は、次のとおりです。

当社は一般海域の利用に関する条例やそれに基づく山口県の定めるところに従って一般海域の占用を申請する立場であって、条例等がなぜそのように定められているのか、なぜそのように解釈するのか等をお答えする立場にありません。

要するに、「山口県条例等に従ったままで、中国電力が判断したわけではない」というものです。

しかし、ボーリング調査の事業者は中国電力であり、したがって、事業を適法に実施することに責任を負うのは、一義的には中国電力です。

事業を適法に実施するうえでは、「事業者と公の関係」と「事業者と民の関係」を両方もクリアしなければなりません。行政庁は「事業者と公の関係」において関わるにすぎず、「事業者と民の関係」をクリアする責任は事業者にあります。行政庁は、許認可等を与えるうえで、「事業者と民の関係」がクリアできているか、あるいはできそうか、を審査するだけで、そのクリアに直接責任を負っているわけではありません。

例えば、埋立事業の場合、「事業者と公の関係」は「埋立免許」、「事業者と民の関係」は「損失補償」ですが、公有水面埋立法は、「水面権者の埋立同意を得た事業者」に埋立免許を与えること²、また、「水面権者に損失補償した事業者」に工事着工を認めること³を規

² 公有水面埋立法4条3項に規定されている。

³ 公有水面埋立法8条1項に規定されている。

定しています。つまり、水面権者の埋立同意を得たり、水面権者に補償したりする責任は事業者にあるのです。

一般海域の利用の場合も、一般海域の利用に関する条例施行規則（山口県規則第 75 号）第 2 条で、一般海域占用許可を受けようとする者は、「利害関係人がある場合にあっては、その同意書」を添えて知事に許可申請書を提出しなければならない、と規定されています。つまり、「利害関係人が誰か」は、知事の判断を待つことなく、申請書提出の際に、申請者たる事業者が、まず判断しなければならないのです。

したがって、「利害関係人が誰か」について判断する責任は事業者にあるのであり、事業者が「県条例等に従った」と言ってしまうことではありません。それは、「事業者と民の関係」において事業者が違法行為を犯さないためにも当然のことです。

以上の理由に基づき、「令和 3 年 9 月 28 日付け文書への反論及び質問書」（2021 年 10 月 1 日付け）に記載した以下の質問項目に、山口県に責任転嫁されることなく、事業者の責任として自ら回答されるよう要求いたします。

[質問項目]

- ① 県漁協が受けている山口共第 93 号の免許の内容は、ボーリング調査によって変更を受けるのか否か。
- ② ①で免許内容が変更を受けないとすれば、県漁協はボーリング調査によって如何なる損失を受けるのか。
- ③ ②で県漁協が損失を受けないとすれば、なぜ県漁協が「利害関係人」にあたるのか。
「利害関係人」にあたるのは、実際に第 93 号共同漁業を営んでおり、したがって、ボーリング調査に伴って損失を受ける関係地区組合員（四代支店の組合員）ではないのか。
- ④ ③で関係地区組合員が利害関係人にあたる とすれば、自由漁業に関してボーリング調査で損失を受ける祝島漁民もまた利害関係人にあたるのではないか。
- ⑤ 「免許を受ける者が利害関係人にあたる」とするのは、免許を受ける者と権利を行使する者が一致している一般的な権利について言えることであって、両者が分離している共同漁業権については当てはまらないのではないか。
- ⑥ ⑤を検討するには、そもそも共同漁業権の場合には、一般的権利と異なり、なぜ両者が分離しているかについての理解が必要だが、どのように理解しているのか。
- ⑦ 山口県は、ボーリング調査の一般海域占用許可を出すにあたり、「利害関係人」を県漁協に限定する理由を「共同漁業権が排他独占的権利だから」と説明しているが、中国電力も同じ考えに基づいて一般海域占用許可を申請したのか。
- ⑧ 水産庁は、共同漁業権の排他性は「同種の共同漁業権」にのみ及ぶとの見解であるが、中国電力は、共同漁業権の排他性は「同種の共同漁業権以外の権利」全般に及ぶと考えているのか。とすれば、共同漁業権の漁場区域内に定置漁業権や区画漁業権が併存し得ること、及び実際に併存している事実を如何に説明するか。

4. 威力業務妨害罪について

威力業務妨害罪については、お互いの見解について理解が得られたと思われまますので、これ以上議論する必要はないと考えます。

以 上